

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年7月4日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県	
3. 市区町村名	藤沢市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年9月14日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	37	
10. 保護評価書の名称	小児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書 小児医療費助成に関する事務 重点項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=神奈川県藤沢市&ev_name=小児医療費助成に関する事務&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=22&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=22&count=20	
12. 委任関係		▼

執行機関名 藤沢市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	藤沢市小児医療費助成条例(平成7年藤沢市条例第14号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表 第3の項 藤沢市小児医療費助成条例(平成7年藤沢市条例第14号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	藤沢市小児医療費助成条例(平成7年藤沢市条例第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、(児童)が心身ともに(健やかに生まれ、且つ、育成される)よう努めなければならない。2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、この市の(小児)に係る医療費の一部を助成することにより、小児の健全な育成を支援し、もって小児の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		藤沢市小児医療費助成条例(平成7年条例第14号))藤沢市小児医療費助成条例施行規則(平成7年規則第25号) 小児医療費助成事業実施要綱